

令和5年9月15日（金曜日）

予算決算委員会厚生分科会

第3委員会室

出席委員

中西祥子、金内義和、阿野れい子、三輪敏之、
仁野央子、竹中隆一、萩原唯典、岡部敦吏、
牧野圭輔

【厚生委員会（市民局）の審査】

開会 11時28分

市民局 11時28分

送付議案説明

・議案第102号 令和4年度姫路市一般会計決算認定について

質疑 11時46分

（質問）

男女共同参画推進センターについて、年々活動が停滞しているように思うが、登録団体数の推移はどのようになっているのか。

（答弁）

過去には多くの登録団体があったものの、令和4年度は19団体、令和5年度は16団体となっている。

（質問）

登録団体における会員数の推移についてはどうか。

（答弁）

手元に資料がなく、すぐには答えられない。

（質問）

会員の最低人数はどのようになっているのか。

（答弁）

5人以上である。

（質問）

同センターの利用者数の推移についてはどうか。

（答弁）

令和4年度の貸館の利用実績について、あいめっせホールの利用者数は3万6,853人で利用率は58%、創作室の利用者数は5,211人で利用率は68%である。料理室の利用者数は1,550人で、料理をするための部屋であるためほかと比べて利用率は24%と少ない。フィットネスルームの利用者数は2,299人で、利用率は68%となっている。

（質問）

登録団体及びその会員が年々減少しているように思うが、登録団体数とその会員数、及び同センターの利用者数について詳しい資料を提供されたい。

（答弁）

（分科会終了後、資料提出あり）

（質問）

現在、有価物含有灰引取収入に関する実績はどのようになっているのか。

（答弁）

令和3年度の残骨灰の引取単価は、1トン当たり税込で207万6,800円、令和4年度は247万5,000円、令和5年度は286万6,105円となっている。

引取金額の実績について、令和3年度は2,450万6,240円、令和4年度は3,044万2,500円、令和5年度の実績は算出できていないが、1トン当たりの引取単価が40万円ほど上がっており、約3,150万円程度と見込んでいる。

（質問）

納骨堂の使用料見直しに関して、時代の変化に伴い、家族葬や、葬儀そのものをせず火葬だけ執り行う直葬が増加しているほか、墓を持たず納骨堂だけに遺骨を納めるなど、葬儀の形態が非常に多様化してきている。

民間の寺院などの納骨堂では、一定期間、遺骨を納骨堂に安置した後、期間を過ぎると遺骨は合葬されるような形を取っているところもある。

有価物含有灰処理業務を実施する際も、灰や骨になっているものをお金に換えてよいのか、無礼ではないのかという議論が出たが、宗教界等様々な立場の人から意見を聞き、現在の対応方針を容認してもらった経緯がある。

本市では納骨堂で永代供養を行っているものの、スペースに限りがあるほか、今後を考えたときに、未来永劫骨つぼに入れて納骨堂に安置するという旧態依然のスタイルが、今の時代に合っているのか疑問に思う。

宗教界等様々な立場の人から意見を聞き、市民の合意を取り付けた上で、納骨そのものの在り方を検討する時期に来ているのではないかと思うがどうか。

（答弁）

令和6年度から霊苑事業全体が都市局から市民局

に移管される中で、様々な課題整理を行っているところである。

例えば、利用者が墓地貸付時に支払う永代清掃料の一部をえい地清掃基金に積み立てているが、現時点では、新たな墓地貸付よりも、墓を返還する墓じまいのほうが若干多くなっており、中長期的に同基金を安定して運用できるのかといった課題もある。

一方、現在、名古屋霊苑の納骨堂では永代供養を行っており、市民の中には、後に残される子や孫に負担をかけたくないと考えて永代供養を申し込んでいる人が多くいると考えられるものの、他都市では納骨して数十年経過した後に合葬墓に移すような例もあり、納骨の在り方を検討する過渡期に来ているとは認識している。

永代供養を納骨堂で継続するのか、あるいは納骨して数十年経過した後に合葬墓へ遺骨を移すのか等、様々な形が考えられることから、市民の声をしっかりと聞きながら、納骨堂の在り方について検討していきたい。

(質問)

過去に他市の合葬墓を視察し、調査したことがあるが、最終的に合葬墓に向かう流れは避けられないと認識した。

以前確認した際には、本市では、名古屋霊苑の納骨堂にはまだ2、3万程度の骨つぼを安置する余裕があるため、永代供養で対応したいとのことであったが、一般市民でも墓を建立しなかったり、墓じまいをするようなことが増えてきつつある中で、合葬墓について検討してもよいのではないかと思う。

今後、仮に合葬墓を検討するとなれば、設置場所については、名古屋霊苑のほか、多額の費用をかけて新たに完成した第2期区画がほとんど活用されていない姫路西霊苑の有効活用も併せて検討されたいがどうか。

(答弁)

合葬墓を検討する際にはどの場所がよいのか総合的に考えていきたい。

また、姫路西霊苑に関して、第1期造成工事の部分はほぼ埋まっているものの、第2期造成工事は利用者募集を行ってもあまり応募がなく、ほとんど墓が建っていない状況である。

多額の費用をかけて造成した姫路西霊苑の第2期造成部分の有効活用についても、さらに検討を深めていきたい。

(質問)

市民局の附属機関である地区総合センターにおいて、地域住民が関わり施設運営を進めてもらいたいという趣旨は十分理解できるものの、地域の代表である運営委員のうち特定の委員だけが長年にわたって務めていることについて、どのように考えているのか。

(答弁)

長年同じ運営委員が委嘱されているケースもあるが、地域のことを真に考えている、地域にとって重要な人物が、地域の推薦を受けて委員を務めているのが現状であり、当該委員の属性により選出されていることを尊重したいと思う。

附属機関等の委員選任については、任期が到来して次の改選を迎える時期に、漫然と同じ委員の選任手続を行うのではなく、趣旨を踏まえた上で選任するよう庁内に通知を出しており、今後もそのように努めていきたいと思うが、継続して同じ委員を任命できる期間を厳格に定めしまうと、その委員の属性により選出されるようなケースも排除してしまう可能性があることから、引き続き委員選任の在り方について検討していきたいと考えている。

(要望)

我が町では自治会長の任期が2年で、更新は2回までとルールが定められている。一方、長期間自治会長を務められる町もあり、同じ市内にもかかわらず非常にバランスが悪いと考える。

同様のことが地区総合センターにも言える。特定の地区総合センターだけが、漫然と長期間継続して同じ運営委員を委嘱している事態を改善してもらいたい。

また、各地区総合センターにおいて、それぞれ活動に差があり、特に見野総合センターは年末年始以外休館日を設けておらず、活発に活動しているように思う。

見野総合センターでは、運営委員会での協議を踏まえて決定した取組を行うほか、国有林の管理も業務の1つとして加わる中で、業務量の増加に併せて必要な人員も増加しているが、業務を実施するには公私の区別をしっかりとつける必要があると思う。

国有林の借地の件について、本当に本市が林野庁か

ら土地を借り受けないといけないのか、再度検討されたい。

(質問)

従来は見野古墳群保存会が 700 平米ほどの国有林を国から借り受けていたものの、なぜある時期から市が同会の代わりに借り受けることになってしまったのか。

(答弁)

平成 20 年当時、同保存会が国有林を借地して活動を行っていた。文化財の保護・活用を担当している埋蔵文化財センターは、館長が同保存会の役員として専門的な知識の助言を行うなどして、同保存会の活動を支援していた。

平成 30 年以降、林野庁から国有林の伐採範囲が拡大しているとの指摘を受けて、林野庁と協議を行う中で、今後は市が借地契約を行い、しっかりと関わってもらいたいという意見があったことから、最終的に市で借り受ける判断をしたものである。

(質問)

当初、林野庁は国有林を市に借り受けてほしいという意向を示していたものの、市の内部で、国有林を市で借り受けることは無理だという結論に至り、市の支援の下、同保存会が借り受けていたにもかかわらず、なぜ最終的に市が林野庁と借受けの契約を行うことになってしまったのか。

(答弁)

平成 20 年当時、市の担当窓口は教育委員会事務局であり、教育委員会事務局として国有林を借り受けることは困難であるという結論であったと思う。

一方で、古墳祭りなどの地域交流事業を通して、現地を訪れた地域住民からは、「地域の里山がとてもきれいになった。」、地区外から訪れた人からも、「この里山はきれいだ。」という声を聞くようになった。

林野庁との協議で、再度、市が当該国有林の借受け先となってもらいたいという話が出た際に、市としても、国有林の利用は地域交流事業として成功事例であり十分活用できると総合的に判断し、最終的に、教育委員会事務局ではなく市長部局で借り受けたものである。

(質問)

この一連の国有林伐採の行為は不正な取組である

にもかかわらず、まるで地域にとってよいことをしているように見せかけており、ごまかしているのではないかと思う。

人権という言葉で大なたを振るわれたことが、結果的に理由となり、本来は、教育委員会も借り受けることは困難で、市民局も困難であるというやり取りが記録として残っているにもかかわらず、なぜ最終的に市が借り受けることになってしまったのか疑問である。

市が仲介して、同保存会と国との間で、直接借受けに関する契約を行えばよかつたのではないかと思う。

なぜ、市民の税金から、借受料として毎月 7 万 2,500 円を林野庁へ支出しなければならないのか。

(意見)

話の途中で申し訳ないが、堂々巡りとなっている。

(意見)

そうであれば、この場で当時の流れをきちんと説明してもらいたい。

(意見)

委員会はその場ではない。

(意見)

だから、あえて言わなかったものである。

(意見)

人権という大なたを振るつたというが、何が尋ねたいのか。そのようなことが厚生委員会とどのような関係があるのか。

(意見)

放置された竹林をきれいにしたいという地域での清掃活動から国有林の伐採を行ったものであり、伐採が駄目なことだと分からなかったと、議員の名前で、てんまつ書に記載がある。

初回の平成 20 年は許されたかもしれないが、それ以降は国有林の伐採が駄目なことだと分かって行っており、悪質である。それも、一市民というより、市議会議員であり、地元の自治会長でもあり、見野総合センター運営委員長でもあり、連合自治会長も務めているような人が、そのようなことが分からなかったということでは筋が通らないと思う。

(意見)

私個人のことを悪質だと言っているのか。そうであれば、今の発言は誹謗中傷であり、名誉棄損になる。どのような点が悪質であるのか、立証しないといけな

い。

(意見)

資料が手元にあるため、立証できる。

(意見)

資料があると言うが、誰が持っているのか。

(意見)

私が持っている。

(意見)

議員個人だけが持っても駄目だ。

(意見)

用意しないといけないのであれば、用意する。同様の資料を持って本会議でも議論を行っている。

(意見)

本会議でも既に何度も議論が尽くされているものである。

(意見)

尽くされてはいない。

(意見)

それは議員の思い込みである。

(意見)

公の場で思い込みだと言われたが、私の思い込みではない。だから、整理して述べている。

(意見)

市がきちんと答えているではないか。

(局長発言)

確かに正式な手続を取らず事業を進めてきたことは認識しており、国からも遺憾であるとの注意を受けた。

ただし、同保存会が無断伐採を進めてきたことについて、国の意見としては、手続には瑕疵があったものの、地域の里山を美しくしたいという取組であり、地域住民が喜んでおり、多くのボランティアが活動を継続してきたという当該活動自体は尊重したいということであった。

また、本取組は手続が誤っていたため、国有林を原状復帰するという考え方もあるとは思いますが、その場合、今まで植樹した桜の木を全て抜根することとなり、国もそれは本意ではないといった話もあった。

従来、教育委員会事務局では古墳の顕彰という立場で本取組を支援してきたものの、伐採の範囲も広がり、教育委員会事務局として支援を継続していくことは

困難であった。

そこで、市内部で協議した結果、地域交流事業等でも十分なバックヤードとして活用させてもらっていることから、市として借り受けることは1つの方法としてよいのではないかと判断して今に至るというのが、うそも隠しもない事実である。

(質問)

市が借り受けるのではなく、当初から市が支援して、同保存会が国有林の借主となっていればよかったのではないかと思う。

当時、地域住民も国有林の伐採が国に無許可で行っていると理解しておらず、地域にとってよいことをしていると考えていたと思う。

そのため、平成20年6月当時、林野庁職員はこのような状態が継続するようでは駄目だと非常に問題意識を持っていた。

結果的に市職員も無視ができず、当時の見野総合センター職員も含め、多くの市職員が無許可であり不正な行為に関わってしまったため、市も知らないとは言えない状況になってしまっている。

借地が続く限り、ずっとこの問題は続くと思われるため、なぜこのようなことが可能であったのか、一度検証する必要があると思うがどうか。

(答弁)

繰り返してしまいが、これまでの本会議でも当委員会でも、事実は、今発言した内容以上でもそれ以下でもないと思っている。

(委員長)

それでよろしいか。

(意見)

また議論する場所を変える。

市民局終了

12時25分

【厚生委員会（健康福祉局）の審査】

健康福祉局

15時32分

送付議案説明

- ・議案第102号 令和4年度姫路市一般会計決算認定について
- ・議案第105号 令和4年度姫路市国民健康保険事業特別会計決算認定について

- ・議案第 106 号 令和 4 年度姫路市介護保険事業特別会計決算認定について
- ・議案第 107 号 令和 4 年度姫路市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について
- ・議案第 113 号 令和 5 年度姫路市一般会計補正予算（第 3 回）

質疑

16時02分

（質問）

救急安心センター事業費について、本補正予算の歳出科目が、保健費中、休日・夜間急病センター費における救急医療電話相談事業費ではなく、衛生費中、衛生総務費となっているのはなぜなのか。

（答弁）

救急医療電話相談事業は、079-292-4874（ふくつうしんぱいなし！）に電話すると、看護師等が医療機関の受診の必要性や応急手当などについてアドバイスを行い、患者や家族の急病時の不安解消を図り、医療機関の適切な受診を促すもので、同事業費はその電話相談に関する経費である。

一方、救急安心センター事業費は、休日・夜間急病センターの事業ではなく、医療対策全体における事業の 1 つとして実施するため、当該歳出科目に設定している。

健康福祉局終了

16時08分

【厚生委員会（市民局）の再審査】

【厚生委員会の意見取りまとめ】

意見取りまとめ

16時18分

- ・分科会長報告について

正副分科会長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

16時19分

閉会

16時19分